

令和4年度第1回野田市総合教育会議次第

日時 令和4年4月27日（水）

午前10時30分（教育委員会会議終了後）～

場所：野田市役所低層棟4階委員会室

1 開会

2 議題

(1) 野田市総合教育会議運営要項の一部改正について

(2) （仮称）健康スポーツ文化都市宣言について

(3) 公立幼稚園の在り方について

3 その他

4 閉会

野田市総合教育会議運営要項（案）

平成27年8月26日

改正 平成31年3月27日

改正 令和4年4月 日

（趣旨）

第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、野田市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第1条の2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会

（所掌事務等）

第1条の3 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する構成員の事務の調整を行う。ただし、教科書採択及び教職員人事のほか、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、政治的中立性の要請が高い事項は除く。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する事項
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（会議）

第2条 総合教育会議は、市長が招集し、議長となる。

- 2 総合教育会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ書面をもって、構成員に通知するとともに、市のホームページ

等に掲載して公表するものとする。

- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議又は調整する必要があると認めるときは、市長に対し、付議すべき事項を示し、書面をもって、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 4 総合教育会議に付議すべき事項は、第6条に規定する連絡調整会議で調整する。
- 5 総合教育会議は、協議及び調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第3条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 総合教育会議は、傍聴することができる。ただし、前条の規定により会議を非公開にしたときは、この限りではない。

- 2 前項に定めるもののほか、総合教育会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第5条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 出席者の職氏名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者の発言要旨
- (6) その他必要と認める事項

- 2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

(連絡調整会議)

第6条 総合教育会議の円滑な審議を図るため、連絡調整会議を置く。

2 連絡調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 市政推進室長
- (3) 教育次長
- (4) 生涯学習部長
- (5) 学校教育部長
- (6) 教育総務課長
- (7) 生涯学習課長
- (8) 学校教育課長
- (9) 指導課長
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が指名する者

3 連絡調整会議に座長を置き、副市長をもってこれに充てる。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、市政推進室長がその職務を代理する。

5 前各号に定めるもののほか、連絡調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 総合教育会議及び連絡調整会議の庶務は、市政推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、総合教育会議の運営について必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要項は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

野田市総合教育会議運営要項の一部を改正する要項（案）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

野田市総合教育会議運営要項		改 正 案	現 行
(趣旨)		(趣旨)	
第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、野田市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の運営に関する必要な事項を定めるものとする。	この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定に基づき、野田市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の運営に関する必要な事項を定めるものとする。		
(構成員)			
第1条の2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。			
(1) 市長			
(2) 教育委員会 (所掌事務等)			
第1条の3 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する構成員の事務の調整を行う。ただし、教科書採択及び教職員人事のほか、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、政治的中立性の要請がが高い事項は除く。			
(1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する事項			
(2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項			
(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項			
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項			
(会議)			
第2条 総合教育会議は、市長が招集し、議長となる。			
2 総合教育会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ書面をもつて、構成員に通知するとともに、市のホームページ等に掲載して公表するものとする。	2 総合教育会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ構成員に書面で通知して行うとともに、市のホームページ等に掲載して公表するものとする。		
3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議又は調整する必要があると認めるときは、市長に対し、付議すべき事項を示し、書面をもつて行う。	3 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対し総合教育会議の招集を求めるときは、書面をもつて行う。		

4 総合教育会議に付議すべき事項は、第6条に規定する連絡調整会議で調整する。 (削る。)	4 総合教育会議は、定例会として年2回、開催する。
5 総合教育会議は、協議及び調整を行うに当たつて必要があると認めるとは、関係又は学識経験を有する者から意見を聞くことができる。	5 前項の規定にかかわらず、市長は、法第1条の4項に規定する教育委員会の求めがあつたときその他必要に応じて、随时、総合教育会議を招集することができる。
(削る。)	(協議題及び協議事項)
(会議の公開)	第3条 総合教育会議に、市長から協議・調整を申し出ることができる事項は、法第1条の4第1項に掲げる事項のほか、法第22条に規定される市長の権限に属する事項に限定するものとする。
(会議の傍聴)	2 総合教育会議においては、市長及び教育委員会が互いの立場を尊重しつつ自由な意見交換を行うものとする。
(会議の非公開)	3 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿つて策定する。
(議事録)	第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。ただし、会議開会後に公開しないことを決定した場合は、この限りでない。
(議事録)	第5条 総合教育会議の傍聴については、野田市教育委員会傍聴人規則(昭和59年野田市教育委員会規則第3号)の規定の例による。
2 前項に定めるもののほか、総合教育会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。	2 前項に定めるもののほか、総合教育会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。
(議事録)	第6条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。
(1)出席者の職氏名	(1)出席者の氏名
(2)議題	(2)議題
(3)開催日時	(3)開催日時
(4)開催場所	(4)開催場所
(5)出席者の発言要旨	(5)出席者の発言要旨
(6)その他必要と認める事項	(6)その他必要と認める事項
2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。	2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

4 総合教育会議は、定例会として年2回、開催する。	4 総合教育会議は、定例会として年2回、開催する。
5 前項の規定にかかわらず、市長は、法第1条の4項に規定する教育委員会の求めがあつたときその他必要に応じて、随时、総合教育会議を招集することができる。	5 前項の規定にかかわらず、市長は、法第1条の4項に規定する教育委員会の求めがあつたときその他必要に応じて、随时、総合教育会議を招集することができる。
(削る。)	(協議題及び協議事項)
(会議の公開)	第3条 総合教育会議に、市長から協議・調整を申し出ることができる事項は、法第1条の4第1項に掲げる事項のほか、法第22条に規定される市長の権限に属する事項に限定するものとする。
(会議の傍聴)	2 総合教育会議においては、市長及び教育委員会が互いの立場を尊重しつつ自由な意見交換を行うものとする。
(会議の非公開)	3 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿つて策定する。
(議事録)	第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。ただし、会議開会後に公開しないことを決定した場合は、この限りでない。
(議事録)	第5条 総合教育会議の傍聴については、野田市教育委員会傍聴人規則(昭和59年野田市教育委員会規則第3号)の規定の例による。
2 前項に定めるもののほか、総合教育会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。	2 前項に定めるもののほか、総合教育会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。
(議事録)	第6条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。
(1)出席者の氏名	(1)出席者の氏名
(2)議題	(2)議題
(3)開催日時	(3)開催日時
(4)開催場所	(4)開催場所
(5)出席者の発言要旨	(5)出席者の発言要旨
(6)その他必要と認める事項	(6)その他必要と認める事項
2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。	2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

(連絡調整会議)	
第6条	総合教育会議の円滑な審議を図るため、連絡調整会議を置く。
2	連絡調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
(1)	副市長
(2)	市政推進室長
(3)	教育次長
(4)	生涯学習部長
(5)	学校教育部長
(6)	教育総務課長
(7)	生涯学習課長
(8)	学校教育課長
(9)	指導課長
(10)	前各号に掲げる者のほか、市長が指名する者
3	連絡調整会議に座長を置き、副市长をもつてこれに充てる。
4	座長に事故があるときは座長が欠けたときは、市政推進室長がその職務を代理する。
5	前各号に定めるもののほか、連絡調整会議に關し必要な事項は、別に定める。
(庶務)	第7条 総合教育会議及び連絡調整会議の庶務は、市政推進室において処理する。
(補則)	第8条 この要項に定めるもののほか、総合教育会議の運営について必要な事項は、総合教育会議が定める。

(仮称) 健康スポーツ文化都市宣言について

1 都市宣言とは

都市宣言とは、地方自治体が特定のテーマについて、どのように取り組もうとしているのか対外的に自らの意思や主張、方針を表明するものであります。
(法的拘束力があるものではありません。)

2 千葉県内の状況について

(1) スポーツと文化の両方を合わせた都市宣言をしている千葉県内の自治体は、1市であります。

○銚子市

(2) スポーツに関係する都市宣言をしている千葉県内の自治体は、6市1町であり、次のとおりになります。

○館山市 ○浦安市 ○横芝光町 ○成田市 ○市原市

○鎌ヶ谷市 ○船橋市

(3) 文化に関係する都市宣言をしている千葉県内の自治体は、3市であります。
次のとおりになります。

○館山市 ○白井市 ○木更津市

*都市宣言名、都市宣言日、内容については、別紙一覧表をご確認ください。

3 野田市の過去の都市宣言

(1) 昭和37年 交通安全都市宣言

(昭和37年2月臨時会 議員発議を可決)

(2) 昭和41年 明るく正しい選挙宣言都市の決議

(昭和41年6月定例会 議員発議を可決)

(3) 平成9年 個性豊かなまちづくりを行う 人権・平和尊重都市宣言

(平成9年6月定例会 市政一般報告)

個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言

平成9年5月5日制定

わたしたち野田市民は、日本国憲法、地方自治法の基本理念に則り、地域の個性を生かしながら、基本的人権を尊重し、平和を尊ぶ野田らしいまちづくりに懸命に努力を続けている。日本国憲法、地方自治法施行50周年の節目の年にあたり、わたしたちは、両法の重要性を再認識するとともに、市民憲章の精神、平和祈念碑の碑文の精神を育みつつ、豊かな自然と歴史を生かした健康な文化都市を目指すために、ここに野田市を「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市」とすることを宣言する。

千葉県内のスポーツ及び文化関係都市宣言一覧

都市宣言の種類	市町村名	都市宣言名	都市宣言日	内容
スポーツと文化の両方を合わせた都市宣言	銚子市	健康スポーツ文化都市宣言	平成18年12月21日	<p>わたしたちにとって健康は、かけがえのない財産であり、幸せの礎（いしづえ）となるものです。そして、それがまちの活力の源です。 わたしたちは、郷土の美しい自然や先人によって培われた歴史と伝統に誇りと自信を持ち、スポーツや文化活動を通じて心身ともに健やかで心豊かな思いやりのある社会の実現を目指し、ここに「健康スポーツ文化都市」を宣言します。</p> <p>1 生涯にわたり、健康への関心をもち、スポーツやレクリエーションを通じて健康づくりや体力づくりに努めます。 1 あらゆる場で、さまざまな文化に親しみ、郷土の歴史と伝統をいかした個性豊かな市民文化を創り出して次代に伝えます。 1 すべての人が、スポーツや文化活動を通じて人ととの交流を深め、いきいきとした地域の輪を広げます。</p>
	館山市	スポーツ健康都市宣言	令和2年11月3日	<p>わたしたちは、スポーツをすることに恵まれた館山市の風土の中で、スポーツを楽しみ、いつまでも健康でいることを願い、スポーツを支え、応援する文化を未来につなげるため、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> — スポーツを生涯楽しみ、いつまでも元気でいよう。 — スポーツを通して、館山市の自然を愛し、楽しもう。 — スポーツをする人を心から応援しよう。 — スポーツを通じて、交流を深め、世界を広げよう。 — スポーツの力で、豊かな未来を切り開こう。
	浦安市	生涯スポーツ健康都市宣言	平成22年10月10日	<p>私たち浦安市民は、日頃からスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、豊かなスポーツ文化を育むことで、一人ひとりが生涯にわたって心身ともに明るく健康であることを願い、ここに「生涯スポーツ健康都市」を宣言します。</p> <p>いつもスポーツ：日頃からスポーツに親しみ、明るくいきいき暮らしましょう。 たのしくスポーツ：スポーツを気軽に楽しむ場をつくりましょう。 ずっとスポーツ：スポーツ活動を支えるサポーターを育てましょう。 みんなでスポーツ：スポーツを通して地域と友情の輪を広げましょう。 キャッチフレーズ：スポーツで輝け！</p>
	横芝光町	スポーツ健康都市宣言	平成19年1月20日	<p>私たち横芝光町民は、緑あふれる自然環境に恵まれた風土の中で、町民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で豊かな心とからだを育むとともに、生きがいとうるおいのある生活を望んでいる。 そこで、私たちはスポーツを通じ、町民相互の交流を深め、連帯感に支えられた健康で生きがいのある平和な明るい町づくりを目指し、ここにスポーツ健康都市を宣言する。</p>
スポーツに関する都市宣言	成田市	スポーツ健康都市宣言	平成16年11月7日	<p>わたくしたちは、スポーツを愛し、スポーツを通して健康な心と体を育み、明るく豊かな成田市を築くため、ここにスポーツ健康都市を宣言します。</p> <p>1 スポーツに親しみ、健康な心と体をつくりましょう。 1 スポーツを楽しみ、友情とふれあいの輪をひろげましょう。 1 スポーツを愛し、明るく豊かなまちを築きましょう。 1 スポーツを通し、世界の人々と手をつなぎましょう。</p>
	市原市	スポーツ健康都市宣言	平成5年3月25日	<p>私たち市原市民は、一人ひとりが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康でたくましい心と身体をつくるとともに、さらに市民の交流を深め、連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことをめざし、ここにスポーツ健康都市を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> —、すべての市民がスポーツを楽しみ健康になろう。 —、すべての市民が力を合わせてスポーツのできる場をつくろう。 —、すべての市民がスポーツに進んで参加しよう。 —、すべての市民が身近にスポーツのできる仲間をつくろう。 —、すべての市民がスポーツを通して国際交流を深めよう。
	鎌ヶ谷市	生涯スポーツ都市宣言	平成3年10月12日	<p>わたしたち鎌ヶ谷市民は、緑豊かな郷土を愛し、生涯を通して市民一人ひとりがスポーツに親しみ、心のふれあう人間性豊かなまちを築くため、ここに生涯スポーツ都市を宣言します。</p> <p>1 わたしたちは、スポーツに親しみたくましい心と体をつくりましょう。 1 わたしたちは、スポーツを通してふれあいと友情の輪を広げましょう。 1 わたしたちは、スポーツを通して健康で明るい家庭をつくりましょう。</p>
	船橋市	スポーツ健康都市宣言	昭和58年10月10日	<p>私たち船橋市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じて健康で豊かな心とからだを育て、活力ある近代的な都市をめざして、ここにスポーツ健康都市を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康な生活を営もう。 — みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、こどもを健やかに育てよう。 — スポーツを通じて、いきいきとした地域の輪を広げよう。 — スポーツを通じて多くの仲間とふれあい、はずむ心を世界に伸ばそう。

千葉県内のスポーツ及び文化関係都市宣言一覧

宣言の種類	市町村名	都市宣言	宣言日	宣言内容
文化に関する都市宣言	館山市	生涯学習のまちづくり宣言	平成11年3月19日	<p>市は、生涯学習のまちづくりを進めることを次のとおり宣言するものとする。</p> <p>陽光にはえる緑の山並み 想い出をうつす鏡が浦 雄大で、世界にひらく平砂浦 黒潮にはぐくまれた文化のまち、たてやま</p> <p>わたくしたちは、この郷土の自然と歴史を愛しより豊かに生きるために、みずから学ぶ楽しさを求めて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然や環境を大切にし、人として共に生きる喜びがふくらむ活動をします。 ・ボランティアの輪を広げます。 ・文化活動やスポーツ活動に参加します。 <p>ここに、市民とともに、夢と愛にあふれるまち「館山」をめざし、「生涯学習のまちづくり」を進めることを宣言します。</p>
	白井市	生涯学習都市宣言	平成5年10月16日	わたしたち白井市民は梨の花咲く郷土の自然と文化を愛し自ら学び 教養を高め生涯にわたり楽しく豊かで生きがいのある生活が送れるまちを目指しここに白井市を生涯学習都市とすることを宣言する。
	木更津市	生涯学習都市宣言	平成4年10月31日	わたしたち木更津市民は郷土の自然と文化を愛し生涯にわたって自ら学び自己を高め健康で生きがいのある充実した生活が送れるまちを目指し市制50周年にあたり木更津市を「生涯学習都市」とすることを宣言する。

公立幼稚園の在り方について

1 行政改革大綱における位置付け

【H16年3月改訂】

行政改革大綱においては、「公立幼稚園（4園）のあり方の検討」で次のように位置付けられています。

- ・現在休園中の関宿北部幼稚園は、廃園する。
- ・その他の公立幼稚園についても、園児数の推移を見極めつつ、低料金でサービスを提供する公立幼稚園の役割と、市として持ち続けることの費用対効果を勘案しながら、公立幼稚園のあり方について検討する。
- ・幼稚園教諭が退職した場合の欠員補充は、保育所の保育士に幼稚園教諭の資格を有している者がいることを踏まえ、保育所の民間委託により生み出された保育士を充当することとする。

集中改革プランにおいては、「公立幼稚園のあり方の検討」で次のように位置付けられています。

細項目	取組方針 (行政改革大綱より)	6年間の実施目標	年度	実施内容
関宿北部幼稚園	現在休園中の関宿北部幼稚園は、廃園する。	廃園（旧関宿小跡地活用と併せて検討）。	16	廃園について、旧関宿小跡地活用と併せて検討。
			17	
			18	
			19	
			20	
			21	
関宿北部幼稚園以外の幼稚園3園	現在休園中の関宿北部幼稚園以外の公立幼稚園についても、園児数の推移を見極めつつ、低料金でサービスを提供する公立幼稚園の役割と、市として持ち続けることの費用対効果を勘案しながら、公立幼稚園のあり方について検討。幼稚園教諭が退職した場合の欠員補充は、保育所の保育士に幼稚園教諭の資格を有している者がいることを踏まえ、保育所の民間委託により生み出された保育士を充当することとする。	園児数の推移を見極めつつ、費用対効果を勘案しながら、公立幼稚園のあり方について検討。	16	園児数の推移を見極めつつ、費用対効果を勘案しながら、公立幼稚園のあり方について検討。
			17	
			18	
			19	
			20	
			21	

【H21年2月改訂】

行政改革大綱においては、「公立幼稚園の在り方」で次のように位置付けられています。

- ・公立幼稚園の在り方については、園児数の推移及び幼保一元化等国の制度改革の状況等を見極めつつ、引き続き、検討を進める。
- ・検討に当たっては、私立幼稚園を含めた幼児教育支援の視点が重要であり、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係についても、十分留意する必要がある。

集中改革プラン（H21年度～H26年度）においては、「公立幼稚園の在り方」で次のように位置付けられています。

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
公立幼稚園の在り方の検討	公立幼稚園の在り方は、園児数の推移及び幼保一元化等国の制度改革の状況等を見極めつつ、引き続き、検討を進めること。 検討に当たっては、私立幼稚園を含めた幼児教育支援の視点が重要であり、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係についても、十分留意する必要がある。	21	・私立幼稚園を含めた幼稚園の在り方について、（仮称）幼稚園検討委員会を21年度に設置し、検討を進める。
		22	
		23	
		24	
		25	
		26	

集中改革プラン（H24年度～H26年度）（中間見直し後）においては、「公立幼稚園の在り方」で次のように位置付けられています。

細項目	取組方針（行政改革大綱）	年度	実施内容
公立幼稚園の在り方の検討	公立幼稚園の在り方は、園児数の推移及び幼保一元化等国の制度改革の状況等を見極めつつ、引き続き検討を進めること。 検討に当たっては、私立幼稚園を含めた幼児教育支援の視点が重要であり、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係についても、十分留意する必要がある。	24	・私立幼稚園を含めた幼稚園の在り方について、国の制度改革の状況等を見極めつつ、検討
		25	
		26	

【H27年4月改訂】

行政改革大綱においては、「公立幼稚園の在り方の検討」で次のように位置付けられています。

公立幼稚園の在り方については、私立幼稚園も含めた園児数の長期減少傾向が顕著となってきたことから、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係に留意しつつ、私立幼稚園を含めた幼児教育支援の視点からの検討を進めます。

また、関宿地区の幼稚園が供給過多になっている現状を踏まえ、関宿中部幼稚園と関宿南部幼稚園の統合又は関宿南部幼稚園の休園を至急検討する。

行政改革大綱実施計画においては、「公立幼稚園の在り方」で次のように位置付けられています。

細項目	取組方針 (行政改革大綱)	年度	実施内容
公立幼稚園の在り方	公立幼稚園の在り方については、私立幼稚園も含めた園児数の長期減少傾向が顕著となってきたことから、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係に留意しつつ、私立幼稚園を含めた幼児教育支援の視点からの検討を進める。 また、関宿地区の幼稚園が供給過多になっている現状を踏まえ、関宿中部幼稚園と関宿南部幼稚園の統合又は関宿南部幼稚園の休園を至急検討する。	27	次の事項を総合的に検討し、子ども・子育て新制度へ対応 ・市内私立幼稚園が新制度に移行する場合の保育料の設定及び私立幼稚園就園奨励費補助金の見直し ・私立幼稚園との整合を図るため、公立幼稚園保育料の値上げ及び一元化 ・関宿地区の幼稚園の供給過多に対応するため、関宿中部幼稚園と関宿南部幼稚園の統合又は関宿南部幼稚園の休園の検討

(H31年3月改訂)

行政改革大綱においては、「幼児教育・保育の無償化への対応」で次のように位置付けられています。

幼児教育・保育無償化に伴い、公私立保育所及び公私立幼稚園の運営方法が大きく変わることから、今後の国の動きを注視し、制度の具体的な内容が明確となった時点での的確に対応していく。

また、無償化による影響を精査しながら、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方について中長期的な視点も踏まえながら検討を行う。

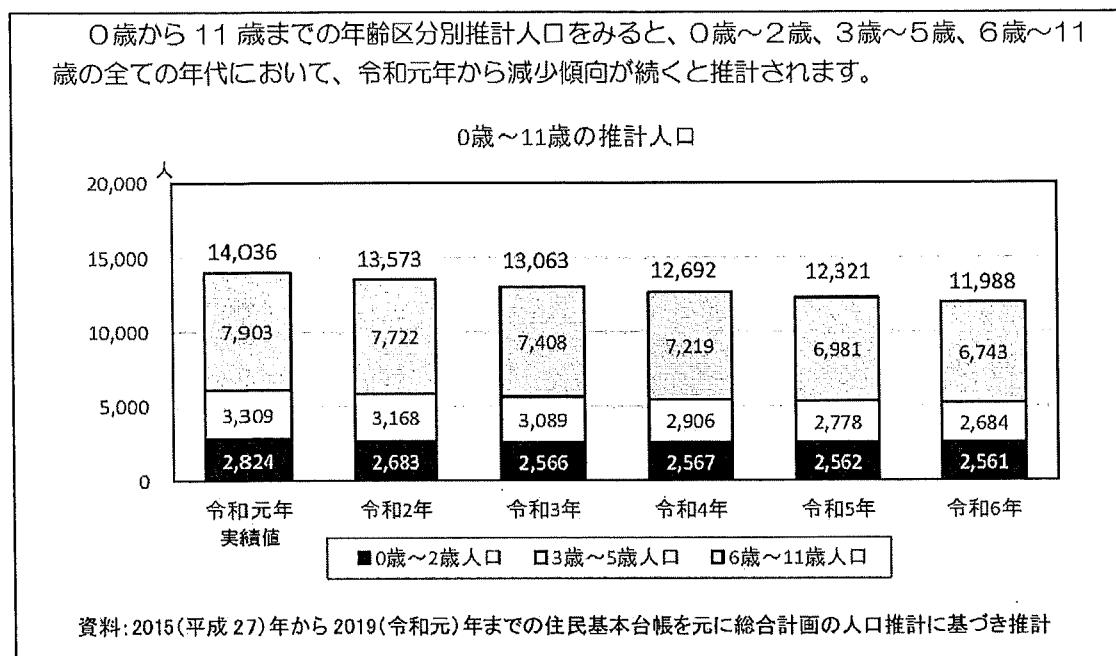
行政改革大綱実施計画においては、「幼児教育・保育の無償化への対応」で次のように位置付けられています。

細項目	取組方針 (行政改革大綱)	年度	実施内容
幼児教育・保育無償化への対応 (保育課、学校教育課)	幼児教育・保育無償化に伴い、公私立保育所及び公私立幼稚園の運営方法が大きく変わることから、今後の国の動きを注視し、制度の具体的な内容が明確となった時点での的確に対応していく。 また、無償化による影響を精査しながら、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方について中長期的な視点も踏まえながら検討を行う。	元 2~	<ul style="list-style-type: none">・保育所保育料及び幼稚園利用料の無償化対応・野田幼稚園への給食の導入・無償化の影響を踏まえて、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方を検討

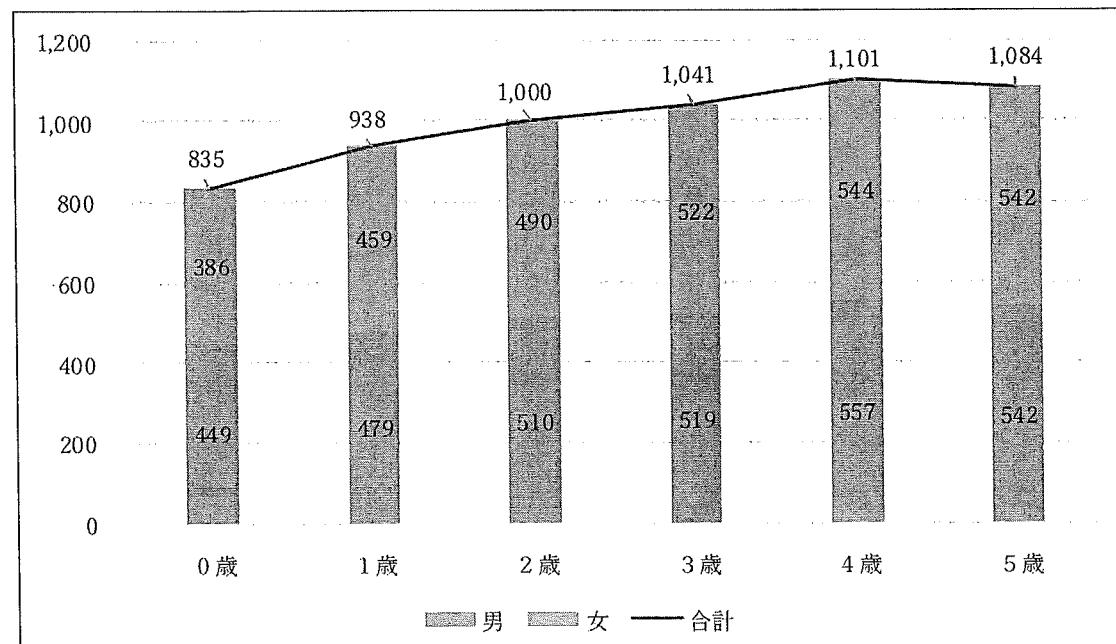
2 野田市の少子化の状況

(1) 就学前児童数の推移（野田市エンゼルプラン第5期計画より）

0歳から11歳までの年齢区分別推計人口をみると、0歳～2歳、3歳～5歳、6歳～11歳の全ての年代において、令和元年から減少傾向が続くと推計されます。



(2) 年齢別人口統計表（令和3年4月1日時点・市民課）

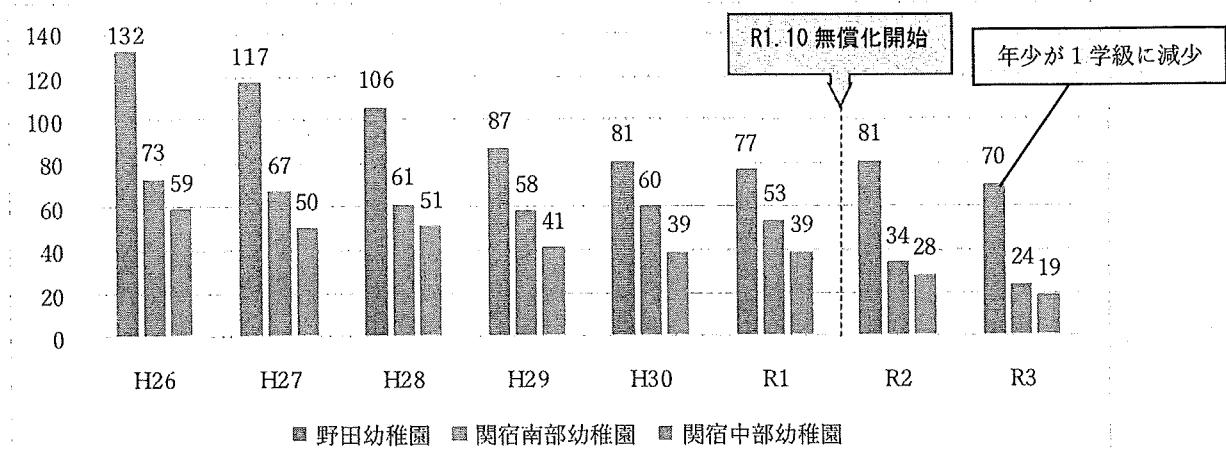


0歳～2歳 合計 2,773人 (エンゼルプラン推計値との差 +207人)

3歳～5歳 合計 3,226人 (エンゼルプラン推計値との差 +137人)

3 無償化に伴う園児数の推移

(1) 公立幼稚園の影響



(2) 私立幼稚園の影響

